

競争入札設計図書等に関する回答書

令和7年8月22日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 25-41380-0173 号
工事（委託業務）名	砂防（交付）工事（法面）
質 問 事 項	
<p>1. 本工事は「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」を遵守するものと理解して良いですか？</p> <p>2. 法面工展開図内に「※起工測量にて現状地形を確認後、対策範囲（面積）を調整することが望ましい。」と記載され、鉄筋挿入工配置図（参考図）には「※設置位置（間隔）は現地状況（切土法面）に合わせて調整することが望ましい。」と記載されておりますが、これらは起工測量を含む設計図書の照査結果を基に変更図面を作成することを示唆しているものと推察します。変更図面の作成は設計図書の照査の範囲を超えるものであることから、設計図書の照査結果に基づく変更図面は発注者が作成し受注者に提供するという理解で良いですか？</p> <p>3. 鉄筋挿入工詳細図が（参考図）となっておりますが、図示されているものの何が参考なのですか？</p> <p>4. 鉄筋挿入工詳細図（参考図）内に特記事項として「設置地盤は極限周面摩擦抵抗の確認が必要である。設置地盤にて引抜試験を実施して、当該摩擦抵抗を確認すること。」と記載されておりますが、引抜試験は変更協議の対象という理解で良いですか？</p> <p>5. 引抜試験の結果を基に鉄筋挿入工詳細図を変更する場合は発注者が変更図面を作成して受注者に提供し、鉄筋挿入工の変更は協議の対象となるという理解で良いですか？</p> <p>6. 特記仕様書第10章で工事支障物件の移転予定時期が令和7年9月上旬となっておりますが、移転が遅れて工程に支障が生じる場合は工事一時中止ガイドラインに則るという理解で良いですか？</p> <p>7. 付替道路の横断図には排水工が図示されておきませんが、施工中の仮排水路を含む排水工は施工しないという理解で良いですか？</p> <p>8. 周辺住民の工事に対する理解及び協力は得られているという理解で良いですか？</p>	
回 答 事 項	
<p>1. 御理解のとおりです。</p> <p>2. 福島県工事請負契約約款第18条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、同約款第18条第4項に基づき発注者が行うものとなっております。</p> <p>3. 鉄筋挿入工は標準横断図に示しており、積算上の詳細な仕様を補完するものとして鉄筋挿入工詳細図（参考図）を示しています。特定の製品を指定するものではないことから参考図として取り扱っております。</p> <p>4. 計上済です。</p>	

5. 必要に応じ、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議願います。
6. 御理解のとおりです。
7. 本工事に付替道路は計上しておりませんが、必要に応じ、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議願います。
8. 御理解のとおりですが、施工開始にあたっては受注者からも地域への周知をお願いします。